ト原子炉格納施設	1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの (1)　原子炉格納容器に係るもの (2)　原子炉建屋に係るもの (3)　全設備（原子炉格納容器調気設備にあっては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの 2　加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの (1)　原子炉格納容器に係るもの (2)　二次格納施設に係るもの (3)　圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備にあっては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの 3　電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの (1)　原子炉格納容器に係るもの (2)　二次格納施設に係るもの (3)　圧力低減設備その他の安全設備（圧力逃がし装置にあっては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの 4　ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものの修理であって、原子炉格納容器、二次格納施設、圧力低減設備その他の安全設備に係る真空逃がし装置又はライニング設備に影響を及ぼすもの	1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備に限る。）に係るもの 2　沸騰水型原子力発電設備に係るものの修理であって、原子炉格納容器、原子炉建屋又は圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備にあっては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの 3　加圧水型原子力発電設備に係るものの修理であって、原子炉格納容器、二次格納施設又は圧力低減設備その他の安全設備（圧力逃がし装置にあっては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの 4　ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るものの修理であって、原子炉格納容器、二次格納施設、圧力低減設備その他の安全設備又はライニング設備に影響を及ぼすもの	修理であって、性能又は強度に影響を及ぼすもの	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの (2)　回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの (3)　車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの (4)　調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの 3　取替え	排気筒	蒸気タービン	改造	ライニング設備

ヌ補助ボイラー	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの (2)　再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの (3)　安全弁の能力の変更を伴うもの (4)　燃料の種類（原油又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の別）の変更を伴うもの 3　取替え 4　修理であって、安全弁の取替えを伴うもの	ル補助ボイラーに属する燃料設備	ヲ補助ボイラーに属するばい煙処理設備	2　電気設備 (1)　発電機 1　（一）中欄の発電設備に係る発電機の設置 2　（一）中欄の発電設備に係る発電機の改造であって、次に掲げるもの (1)　二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの (2)　周波数の変更を伴うもの (2)　変圧器 1　（一）中欄の発電設備に係る変圧器であって電圧三十万ボルト以上かつ容量十万キロボルトアンペア以上のものの設置 2　（一）中欄の発電設備に係る変圧器であって電圧三十万ボルト以上かつ容量十万キロボルトアンペア以上のものの改造のうち、次に掲げるもの	1　電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器（中欄に掲げるものを除く。）の設置 2　電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器（中欄に掲げるものを除く。）の改造であって、次に掲げるもの	1　設置 2　改造であって、ばい煙の処理能力の変更を伴うもの 3　廃止	3　修理であって、車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの（溶接補修を除く。）